

## 京都府職業能力開発協会における広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都府職業能力開発協会（以下「協会」という。）の保有する資産（財産、印刷物及び管理するインターネット上のホームページ等をいう。以下「協会資産」という。）について民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示であって、代金を徴収することが適当でないものを除く。以下「広告」という。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協会資産の適正な使用)

第2条 協会資産は、関係法令及び定款その他の定めるところにより適正に使用するとともに、屋外に掲出する広告を募集しようとするときは、あらかじめ、当該広告の規格等が法令等（当該広告媒体が所在する地方公共団体の条例等を含む。）の規定に違反しないものであることを確認した上で行わなければならない。

### (広告掲載管理者)

第3条 協会資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「掲載等」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、広告掲載管理者を置く。

2 広告掲載管理者は事務局長をもって充てる。

### (広告掲載審査会)

第4条 掲載等の適否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の者により構成する。

- (1) 広告掲載管理者
- (2) 総務振興課長
- (3) 広告掲載管理者が指名する職員
- (4) その他広告掲載管理者が必要と認める者（外部有識者を含む）

### (掲載等の範囲)

第5条 掲載等は、協会の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、協会資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号に掲げる事業者又は事業の広告は、掲載等の対象としない。ただし、協会が、審査会の議を経て、広告媒体の内容について掲載等を妥当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に違反しているもの
  - (2) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者を含む。）
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」に該当する事業
  - (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に定める貸金業のうち、専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
  - (5) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）に定める葉たばこ及び製造たばこを製造し、又は販売するもの
  - (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律 83 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
  - (7) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者
  - (8) 国又は京都府の調達に関する取扱いに基づき指名停止を受けている事業者
  - (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
  - (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者
  - (11) その他協会資産を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適当でないと認められるもの
- 3 広告（ホームページへの掲載等の場合は、リンク先ホームページ）が次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、掲載等の対象としない。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 犯罪を推奨し、肯定し、美化し、又は助長するもの
  - (3) 公の秩序若しくは善良の風俗を害するもの若しくは府民生活の安心・安全を脅かすもの又はそれらのおそれのあるもの
  - (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
  - (5) 政治性のあるもの
  - (6) 宗教性のあるもの
  - (7) 社会問題についての特定の主義又は主張を含むものその他意見広告
  - (8) 個人又は法人その他の団体の名刺広告
  - (9) 良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれがあるもの
  - (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
  - (12) 比較広告
  - (13) 懸賞広告及びクーポン付き広告

- (14) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
  - (15) 誇大な表現、根拠のない表示その他消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (16) その他協会資産の性質等に照らし広告を掲載等することが適当でない認められるもの
- 4 前2項の規定により掲載等の対象外とするか否の基準は、別添広告取扱基準のとおりとする。
- 5 広告又はリンク先ホームページには、広告主名及び連絡先を表示しなければならない。
- 6 協会は、掲載等をした広告が第2項又は第3項に規定する要件に該当することが判明したときは、当該広告の掲載等を中止することができる。

(掲載等の付記事項等)

- 第6条 掲載等に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、協会の広報等と広告欄とを区分し、当該広告欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告であることを明示するものとする。ただし、当該広告が民間企業等の広告であることが明白な場合はこの限りでない。
- 2 広告には、必要に応じ、当該広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告利用者の募集等)

- 第7条 協会は、広告媒体を利用しようとする者（自らは利用せず第三者に利用させる者を含む。）を募集するときは、利用者の選定基準その他掲載等に関し必要な事項を記載した個別の要領（以下「要領」という。）又は仕様書を定め、次に掲げる募集の条件を明示するものとする。
- (1) 広告媒体の名称及び内容
  - (2) 募集する広告の規格、数量及び掲載等をする期間又は掲載等に係る広告媒体の配布時期等
  - (3) 掲載等の対象とする広告の範囲
  - (4) 選定基準
  - (5) 申込みの時期及び方法
  - (6) 広告媒体の利用料（以下「利用料」という。）の基準となる額
  - (7) その他必要と認める事項

(掲載等の申込み)

- 第8条 協会は、広告媒体を利用しようとする者から掲載等の申込みを受けるときは、次に掲げる事項及び要領又は仕様書に定める事項を記載した書面を提出させるものとする。
- (1) 広告媒体の名称及び内容

- (2) 申込者の概要
- (3) 広告案又は広告内容の概要
- (4) その他必要と認める事項

(広告の選定)

第9条 協会は、あらかじめ、第7条に規定する選定基準として、次の表の区分に応じ、それぞれに掲げる基準を定めるものとする。

1 利用料の最低限度額を定め、予定価格とする場合	競争入札又は見積合わせにより選定する基準
2 利用料を定額とし、予定価格とする場合	広告媒体の性質、協会の事業主旨、目的に合致する事業の実施、企業内での教育訓練、能力評価等への積極性その他申込人の状況等を考慮して、広告又は申込人の優先順位を決定する方法により選定する基準
3 利用料に加え、それ以外の評価基準により総合評価する場合	利用料の最低限度額又は定額及び2に定める事項その他利用料以外の評価基準

2 協会は、この要綱及び要領又は仕様書に適合する広告の申込みのうちから、前項の規定により定める基準に従い広告媒体の利用者を選定するものとし、選定の結果等について、申込みを行った者に通知するものとする。ただし、第7条第7号の規定により、選定の結果等の通知先について別段の定めをしたものの通知についてはこの限りではない。

(契約書の作成等)

第10条 協会が掲載等の決定をしたときは、契約書を作成し、又は当該掲載等の決定を受けた者（以下「広告主」という。）から請書を徴するものとする。

2 前項の契約書又は請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 掲載等の内容に関する事項
- (2) 利用料に関する事項
- (3) 次条に定める事項
- (4) 広告主は、掲載等された広告に関する一切の責任を負い、かつ、掲載等により協会が被った損害を賠償する義務を負うこと。
- (5) 広告主は、第5条第6項又は次条の規定による掲載等の中止を異議なく承諾すること。
- (6) その他必要と認める事項

(掲載等の中止)

第11条 協会は、第5条第6項の規定によるほか、次の各号に掲げる場合には、掲載等を行わず、又は既に掲載等している広告を、広告主へ催告等を行わずに中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載等をする広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載に係る利用料の納付がないとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載等をする必要がなくなったとき。
- (4) 広告主が書面により、掲載等の取下げを申し出たとき。
- (5) 広告主が協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
- (6) 広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
- (7) 協会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(利用料の額の基準)

第12条 協会は、類似の取引事例を基準として、第9条に規定する利用料の最低限度額又は定額を定めるものとする。

2 利用料の額は、広告の掲載等にかかる費用の額を超えなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。